

基礎疾患を有する方の範囲

別紙「新型コロナワクチン接種のお知らせ」の裏面をご覧ください。

1. 令和3年度中に60歳に達しないものであって、別紙記載の病気や状態の方で、通院/入院している方
2. 基準（BMI 30以上）を満たす肥満の方

綾町の定める優先接種者

*綾町で従事されている町外在住の方も接種可能です

(1) 感染拡大防止・被害の最小化に資する者

ア. 利用者との密着度が高く、利用者やその家族の生活を維持する上で、感染した場合の社会的影響が大きい者

例) 高齢者・障がい者（児）の通所・居宅サービス事業所の従事者、保育所・幼稚園・認定こども園の従事者、児童養護施設の従事者、その他の児童福祉施設で児童の入所・通所支援を行う施設の従事者、放課後児童クラブの指導員、重度障がい者や医療的ケア児を在宅介護する家族など

注) 高齢者・障がい者（児）の通所・居宅サービス事業所の従事者の詳細

居宅サービス等（介護） 訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問・介護看護、

夜間対応型訪問介護、居宅療養管理指導、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護、

通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、

福祉用具貸与、居宅介護支援（注）各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・

介護予防ケアマネジメント）を含む。

訪問系サービス等（障害福祉） 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援（訪問系サービス等を

提供するもの）、自立生活援助、短期入所、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、

B型）、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援（注）地域生活支援事業（訪問入浴サービス、移動支援事業、

意思疎通支援事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業、地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、生活

訓練等、相談支援事業）を含む。

イ. 接するものと密着度が高い、又は、感染した場合の社会的影響が大きい者

例) あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師、医療系学生、教職員、警察官、民生委員、児童委員、消防団員、避難所の運営に携わる者、公共交通機関の従事者、貨物運送の従事者など

(2) 感染症対策・危機管理に関する意思決定等に携わる者

例) 自治体の長、地方議会議員、自治体の感染症対策・危機管理に携わる者など

(3) その他感染症リスク及び社会的影響を総合的に勘案し市町村が必要と認めるもの

例) 県外大学入試や県外企業の就職試験を受験する者、高齢者施設などの清掃職員など